

川崎市交通局撮影許可取扱要領

平成28年3月24日
27川交管第481号

(目的)

第1条 この要領は、川崎市交通局（以下「局」という。）が所有する車両及び施設における営利を目的とする撮影の許可について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営利 川崎市及び局の広報並びにマスコミの報道の一環として行われる撮影以外の行為
- (2) 撮影 映画又はテレビ番組等映像媒体を通じて広く不特定多数に情報等を伝達するため、写真撮影、録画、録音及びそれに付随する行為

(申請手続等)

第3条 撮影をしようとする者は、あらかじめ撮影許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により交通局長（以下「局長」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、必要に応じて撮影の具体的な内容が分かる書面を添付しなければならない。
- 3 局長は、第1項の申請があった場合は内容を審査し、これを適当と認める場合は撮影許可書（第2号様式）を交付するものとする。
- 4 急を要する報道に協力する場合その他局長が認める場合は、前3項の手続

を口頭で行うことができるものとする。

(許可基準)

第4条 前条第1項に定める申請書の内容が次の各号のいずれかに該当し、又はその恐れがある場合は、これを許可しない。

- (1) 旅客等の安全の確保に支障を与える場合
- (2) 本市の事業又は対外的な印象、イメージ等に悪影響を及ぼす場合
- (3) 旅客又は局職員等の肖像権その他の権利を侵害する場合
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反する場合
- (5) その他局長が不相当と認める場合

(撮影の立会い)

第5条 撮影に当たっては、局職員が立会わなければならない。ただし、局長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(立会料及び撮影料)

第6条 第3条により撮影の許可を受けた者(以下「撮影者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別表に定める立会料(前条ただし書の規定により立会いを行わない場合を除く。)及び撮影料を支払わなければならない。

- (1) 報道活動のために報道機関が撮影を行う場合
- (2) 本市の広報を主たる目的とした撮影を行う場合
- (3) 局のPRやイメージアップへの貢献が期待できる撮影を行う場合
- (4) 営利を主たる目的としない撮影を行う場合
- (5) その他局長が認める場合

2 前項の立会料及び撮影料は、局が定める期日までに指定された方法により支払わなければならない。

3 局長は、特に必要と認める場合は立会料及び撮影料の全部又は一部を減免

することができる。

(変更申請)

第7条 撮影者は、当該申請の内容に変更が生じた場合は速やかに当該変更内容を書面で局長に届け出なければならない。

2 前項の届出の取扱いについては、第3条の取扱いを準用する。

(許可の取消等)

第8条 局長は、撮影者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は当該許可の取消又は変更を行うことができる。

(1) 第4条に該当することとなった場合

(2) 撮影による映像又は印刷物等の成果物を許可された目的以外に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させた場合

(3) 虚偽その他の不正な手段により許可を受けた場合

(4) その他局長がやむを得ないと認める場合

2 撮影者の都合により撮影を中止若しくは変更した場合又は前項による許可の取消若しくは変更を行った場合においても、既納の立合料及び撮影料は返還しないものとする。ただし、局長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(成果品の確認)

第9条 撮影者は、映像、雑誌等の成果物を、放送、出版等を行う前に局に提出しなければならない。ただし、局長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 局長は、前項により提出された成果品が第4条の規定に該当する場合は、その是正を求めるものとし、これに応じない場合は、放送又は出版等の中止を求めることができる。

(損害の賠償)

第10条 撮影者が、局又は第三者に損害を与えた場合には、直ちにその旨報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 撮影者が、第三者の故意若しくは過失により受けた損害については、局に対してその損害の賠償を請求することができない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に使用承認した行為については、この要領の規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 様式については、施行日以後に提出する第1号様式及び施行日以後に発行する第2号様式に適用し、施行日前に送付され、施行日後に到着した第1号様式については、施行日前の様式であることを妨げない。

別表（第6条関係）

項目	区分		料金	単位
立会料	営業時間内		3,000円	1人1時間当たり
	営業時間外及び休日・祝日		4,500円	1人1時間当たり
撮影料	バス	営業中の車両	10,000円	1日当たり
		貸切車両	川崎市貸切自動車条例の定めによる	
	営業所等局施設		10,000円	1日当たり

備考

- 1 上記時間には撮影の準備時間を含み、1時間未満の端数は1時間に切り上げる。
- 2 上記料金には消費税及び地方消費税を別途加算する。
- 3 表中の「営業時間内」とは、平日午前8時30分から午後5時15分までをいう。
- 4 表中の「休日・祝日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日を除く。））をいう。